



**【新社会人向け】  
知っておきたい  
給与明細の見方！**

---

**初任給でチェックすべきポイント**

# 給与明細の構成は「支給・控除・勤怠」

## (1) 3つの構成要素

- 1. 支給**：会社から受け取る収入（基本給や手当）
- 2. 控除**：給与から天引きされる支出（税金や保険料）
- 3. 勤怠**：勤務時間数や休日数などの状況

(2) 賃金から税金や保険料などの金額が天引きされる

# 給与明細の構成要素①「支給」

- **基本給** = (資格給・役割給・個人成果給・職務給・ベース給)
- **残業手当** (休日出勤・深夜残業)
  - 残業代の割増賃金率**
    - 時間外手当：25%割増
    - 休日出勤手当：35%割増
    - 深夜残業手当 (22時～5時の間に行う残業)：時間外手当に加え25%割増
- **通勤手当** = 定期券代(前払6ヵ月分)・業務都合の移動に掛かる実費(後払い毎月)
- **各種手当** = 店長・副店長・BS・外部営業手当

# 給与明細の構成要素②「控除」

※控除とは・・・支給されたものから差し引かれるものです。

• **雇用保険料** = 標準報酬月額 × **0.6%**(本人負担)

• 万が一会社を辞めても、給付条件を満たせば失業手当を受け取れます。また、離職後に他の会社へ転職した場合は、再就職手当を受けることも可能です。雇用保険料も会社と従業員それぞれに負担割合があり、従業員の負担分のみ給与明細に記載されています。

• **健康保険料** = 標準報酬月額 × **4.2%**(本人負担)

健康保険の加入者には健康保険証が発行され、病院の診察代などの医療費が3割負担になります。なお、40歳になると健康保険料に加え、介護保険料も控除される。

• **厚生年金保険料** = 標準報酬月額 × **9.15%**(本人負担)

年金制度。国民年金と厚生年金に加入し、両方の保険料が厚生年金保険料として給与から天引きされます。

厚生年金保険料は会社と従業員の折半になり、給与明細に記載されているのは自分が負担している額です。

---

- **源泉所得税（源泉徴収）**

所得に応じて課せられる税金が所得税。源泉所得税として給与から天引き  
所得によって、税率は変動(5～45%の7段階で区分)

- **住民税**

自治体に納める税金。住民税の額は、前年の所得をもとに決定。前年所得がない新社会人は住民税を徴収されません。社会人2年目の6月から徴収が始まり、給与明細にも徴収税額が記載

- **共済会諸費用**

支給されたと同時に**同額（2,535円）**が控除される。

- **組合費**

本給 × **1.2%**

# 給与明細の構成要素③ 「勤怠」

- **出勤日数**

前月、出勤した日数

- **年次有休日数**

新有休残(日数) = 4月1日時点で付与された有休日数の残り

旧有休残(日数) = 前年付与された有休日数の残り

ストック休 2 残(日数)

# その他

- **支給累計**

いわゆる年収(控除される前の給与の総額) 毎年1月～12月までの支給額が合算されます。

- **社会保険累計**

- 納めた社会保険額の年間合計額です。

- **所得税累計**

- 納めた所得税の年回合計額です。